

自動販売機設置運営事業者募集要項  
大宮第二・第三公園

令和7年1月

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

## I 募集概要

次の公園の自動販売機設置業者を以下のとおり募集いたします。

大宮第二・第三公園（計1公園）

- ※ 令和7年度からの指定管理者として当協会が指定された場合に限りです。
- ※ 設置場所・数量及び種類等は別紙2の公園概要をご覧ください。

## II 応募資格

- ① 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）でないこと。また反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- ③ 法人にあっては埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては埼玉県内で事業を営んでいること。
- ④ 自動販売機の設置業務において、管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- ⑤ 国、地方公共団体又はその他法人との種類及び規模をほぼ同じくする契約等を、過去2年の間に数回（数か所）以上すべて誠実に履行していること。
- ⑥ 県税を滞納していないこと。
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること及び埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

## III 募集要項等

- ① 自動販売機を設置するための契約書の案は別紙1「自動販売機業務委託契約書（案）」のとおり。
- ② 貸付場所、条件等は別紙2「大宮第二・第三公園の概要」、及び別紙3「自動販売機設置に係る仕様書」のとおり。
- ③ 貸付期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間（令和12年3月31日まで1年ごとの自動更新。ただし設置場所を同じにした他の自動販売機設置運営事業者の1月末日時点での総売上額と比較して67%に満たなかったときは、契約解除の可能性有）。  
本公募要項において設置が決定し・契約した事業者は、原則として令和7年4月1日（火）から令和7年4月14日（月）までの間に自動販売機を設置する。
- ④ 募集する事業者は、別紙3の区分ごとに選定する。
- ⑤ No.1 管理棟内のA自販機については当協会への手数料に加え、売り上げの一部（5%程度を想定、別途協議）を共助社会づくり事業に寄付していただきます。
- ⑥ 南駐車場入口の自動販売機については防災ベンダー自動販売機の設置をしていただきます。その他の自動販売機については、防災ベンダー自動販売機については場所及び台数を公園管理事務所と協議すること。
- ⑦ 注意事項及び参考情報
  - ・新興感染症のパンデミック等の予期せぬ事態が発生した際、駐車場及び各施設の閉鎖、

公園利用者の人数制限等の対応を取る可能性があります。

#### IV 設置期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

当初契約始期から指定管理期間を限度とし、年度ごとに契約を更新します。

指定管理期間は令和7年度から令和11年度まで5年間です。

#### V 選定方式

企画提案方式

公益財団法人埼玉県公園緑地協会において、企画提案内容を総合的に採点し、設置事業者を決定します。なお、審査は書類審査により行います。

また、飲料の設置区分は審査により決定します。

#### VI 企画提案項目

1 次の項目について企画提案を提出して下さい。

	重点項目【配点】	内 容
①	手数料と売上見込額（税込）【60】	<p>総売上に対して手数料率の最低条件を以下のとおりとします。</p> <p>【大宮第二・第三公園】</p> <p>飲料：30%（税込）アイス：21%（税込）            栄養補助食品：20%（税込）</p> <p>（No.1 管理棟内のA自販機については別途、寄付条件あり）            変動費、固定費、または変動費と固定費を絡めた支払いのどの方法で提案いただいても構いません。※別紙4参照            希望の区分ごとに見積りしてください。            売上見込額の積算根拠を明示してください。</p>

	企画提案項目【配点】	内 容
②	商品ラインナップと国内シェア率【8】	清涼飲料水とアイスの国内シェア率、商品ラインナップや販売価格、（一社）全国清涼飲料連合会が定める清涼飲料8種類に分類した場合、取り扱い商品の中で販売本数の多いブランドを挙げてください。埼玉県産商品の取扱いは加点対象とします。
③	販売機の仕様とデザイン【8】	<p>キャッシュレス決済への対応状況。</p> <p>省エネ機導入、ノンフロン対応機導入等環境への配慮、安全・福祉への配慮、設置場所に応じたデザイン等による景観への配慮等。</p> <p>ユニバーサルデザインについては事前相談の上、決定とします。</p> <p>ラッピングについては場所及び台数を公園管理事務所と協議すること。</p>
④	土日休日を含む公園までの納品ルート及び緊急時の対応方法のフローと連絡先【3】	納品される商品のストック先（支店、営業所、倉庫等）から公園へのルート、故障等のトラブル発生時のサポート体制のフロー及び連絡先。繁忙期等における売切れ商品補充の対応方法等。
⑤	使用済容器（缶・ペットボ	環境に配慮した具体的なリサイクルシステムが構築されて

	トル等)の処理方法と設置するごみ箱のデザインと数、環境問題への対策【3】	いるとともに、公園管理運営に支障なく万全に廃棄物の処理がなされているか。ごみ箱のデザイン、数等。散乱を未然に防ぎ又は散乱した場合に直ちに回収するための具体的な方策。
⑥	防災・防犯対策【8】	盗難・破壊防止対策、災害対応自動販売機や防犯カメラの設置等。防災ベンダー自動販売機については場所及び台数を公園管理事務所と協議すること。
⑦	公園イベント・ボランティア・当協会が行う公園事業への支援提案(アイスは除く)【10】	公園のイベント、ボランティア、埼玉県公園緑地協会が行う公園事業等への具体的な支援内容や提案。公園のボランティアの活動内容については、別紙2の公園概要をご覧ください。

※配点合計100点(アイスは90点)

## 2 企画提案書の提出にかかる様式等

項目	内容
仕様	①A4サイズ ※縦横のレイアウトは任意
	②表紙 1ページ タイトル「令和7年度自動販売機設置に係る企画提案」
	③企画提案本文 原則として各項目1ページ ※参考資料を、企画提案書と別に添付可
	④PDFファイルで提出すること

## Ⅶ 応募について

上記Ⅱの応募資格の要件を満たし、上記Ⅲの主な営業条件・経済条件を承知した者の下記提出書類の提出をもって応募とします。

- ① 提出書類
- ・ 自動販売機設置に係る企画提案申請書(様式1-1)
  - ・ 自動販売機設置に係る企画提案にあたっての個人情報のお取扱いについて(様式1-2)
  - ・ 会社概要(様式2)
  - ・ 企画提案書(上記Ⅵ-1の内容を全て入れること。仕様はⅥ-2記載の通り)

※カップ機を希望する場合は、食品営業許可証及び食品衛生責任者資格者証、賠償責任保険の加入についての各書類もご提出ください。

- ② 提出方法 E-mail ([kikaku@parks.or.jp](mailto:kikaku@parks.or.jp)) にて受付  
メールでの提出後、本部宛てに到着確認のお電話をお願いします。  
(ファイル容量が10MB以上の場合は別けて提出して下さい。)

- ③ 提出期間 令和7年1月29日(水)～令和7年2月6日(木)まで

## Ⅷ スケジュール

- ① 募集についての公告(ホームページ)期間  
令和7年1月10日(金)～令和7年1月24日(金)正午まで

② 現地確認

現地説明会は実施しません。現地確認は、令和7年1月10日（金）～令和7年1月24日（金）正午までの期間中に、希望する公園管理事務所に連絡、調整の上、行ってください。※休園日・イベント開催時等対応できない場合がありますので、必ず事前連絡をお願いします。

③ 質疑応答

受付 令和7年1月22日（水）～令和7年1月27日（月）正午まで  
※当協会 HP (<https://www.parks.or.jp/association/>) から専用の入力フォームをご案内します。

回答 令和7年1月30日（木）までに回答予定  
※当協会 HP (<https://www.parks.or.jp/association/>) にまとめて掲載します。

④ 企画提案

提出期間 令和7年1月29日（水）～令和7年2月6日（木）まで  
E-mail ([kikaku@parks.or.jp](mailto:kikaku@parks.or.jp)) にて受付  
メールでの提出後、本部宛てに到着確認のお電話をお願いします。  
（ファイル容量が10MB以上の場合は分けて提出して下さい。）

⑤ 書類審査

企画提案方式

実施期間 令和7年2月10日（月）～令和7年2月14日（金）で実施

⑥ 書類審査

令和7年2月25日（火）までに通知

結果通知

⑦ 設置工事

公園管理事務所と協議の上、原則として令和7年4月1日（火）から令和7年4月14日（月）までの間に設置

IX お問い合わせ先

1 本部

〒330-0803 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目130番地  
公益財団法人埼玉県公園緑地協会 経営企画部企画課 内田  
電話 048-640-1593

2 公園（現地確認のお問い合わせはこちら）

・大宮第二・第三公園管理事務所 埼玉県さいたま市大宮区寿能町2-405  
電話 048-642-2228

X その他の留意事項

公園自動販売機個別の売上金額は公開しません。  
提案内容について、確認の連絡をする場合がございます。